

別表 1

## 集会所建設整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>利用者の用に供する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。</p> <p>(2) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。</p>
2 廊下等	<p>利用者の用に供する廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設するよう努めること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場</p>

	合においては、この限りでない。
3 階段（その踊場を含む。）	<p>利用者の用に供する階段は、次に掲げるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 手すりを両側に設けること。</li> <li>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>(3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする事と。</li> <li>(4) 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込みを2センチメートル以下とすること。</li> <li>(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設するよう努めること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分に段がある部分と連続して両側に手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</li> <li>(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</li> <li>(7) 踏面の両側に、側壁又は2センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</li> </ol>
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>利用者の用に供する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 勾配が1/2を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを両側に設けること。</li> <li>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事と。</li> <li>(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設するよ</li> </ol>

	<p>う努めること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が2の項(2)ア又はイのいずれかに該当するもの若しくは、傾斜がある部分と連続して手すりを両側に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 両側に、側壁又は5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p>
<p>5 便所</p>	<p>(1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造を有する便所内に設けられる便房又は便所を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 手洗い器は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>ウ 手洗い器は、容易に操作することができるものとすること。</p> <p>(2) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(3) (2)により設けた小便器は、そのうち1以上に、両側に手す</p>

	<p>りが適切に配置されたものであること。</p>
6 エレベーター	<p>利用者の用に供するエレベーターを設置する場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5メートル以上とすること。</p> <p>(3) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(4) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(5) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(6) かご内の両側面に、手すりを設けること。</p> <p>(7) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(8) かごの出入口には、利用者を感じし、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。</p>
7 敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 手すりを両側に設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p>

	<p>ウ 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込みを2センチメートル以下とすること。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを両側に設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 両側に、側壁又は5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p> <p>(4) 突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、白杖、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
<p>8 移動等 円滑化経 路</p>	<p>(1) 次のアからウまでに掲げる場合には、それぞれ当該アからウまでに定める経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア 利用者の用に供する居室（直接地上へ通じる出入口のある階に設けるものに限る。イ及びウにおいて同じ。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に利用者の用に供する便所を設ける場合 利用居室から当該便所までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経</p>

路

(2) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。

ア 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路等を併設する場合は、この限りでない。

イ 移動等円滑化経路を構成する出入口は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合又は車いす使用者が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあつては、80センチメートル以上）とすること。

(イ) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ウ) 直接地上へ通じる主要な出入口は、次に掲げるものとする。

a 幅は、90センチメートル以上とすること。

b 屋根又はひさしを設けること。

ウ 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、2の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、1.2メートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ウ) 廊下等には、手すりを設けること。

エ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

	<p>(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては1.2メートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さが75センチメートル以内ごとに踊場を設けること。</p> <p>(エ) 踊場（ウの規定により設けるもの及びそれ以外のものをいう。）の踏幅は、1.5メートル以上とすること。</p>
<p>9 視覚障害者移動等円滑化経路</p>	<p>(1) 道等から出入口までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とするよう努めること。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し。又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けるよう努めること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部</p>

分（勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上に近接するもの、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して両側に手すりが設けられている踊場等を除く。）